**君津市道等を撮影に使用する際の案内**

君津市が管理する道路・河川・こ線人道橋等を撮影に使用する際、下記の条件を守ること。

1. 原則として使用日の７日前までに、企画書、位置図、撮影用車両やカメラ照明三脚等の配置図を添付した道路作業届を提出すること。
2. 撮影時、現場責任者は受付印押印済みの道路作業届を携帯し、求めがあった場合は提示すること。
3. 第三者に損害を与えた場合、若しくは第三者と紛争が生じた場合には、撮影者の責任において賠償その他必要な措置を講じること。
4. 周辺住民等、他の通行者の支障にならないようにすること。また、使用の間は現場には常に人員が張り付き、緊急車両等による通行や道路使用の支障となった際には即座に撤去できるようにすること。
5. 騒音・照明等、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう撮影を行うこと。
6. 舗装、ガードレール、街路樹等の市が管理する施設を破損しないこと。また、万が一撮影によりまたはそれに関係して破損があった場合、速やかに市に報告するとともに、撮影者の責において原形復旧すること。
7. 作業や道路の交通等の危険防止に必要な措置を講ずるとともに、他の法令等に定めがある場合には、それに従うこと。
8. 公序良俗に反する内容や、市や地域のイメージ悪化を招く内容、その他好ましくないと思われる内容の撮影でないこと。
9. その他、道路の使用に関して市からの指示があった場合には従うこと。